

畑作等促進整備事業実施要領

制定 令和5年4月1日付け4農振第3103号
最終改正 令和8年4月7日付け7農振第3480号

農林水産省農村振興局長通知

(趣旨)

第1 畑作等促進整備事業（以下「本事業」という。）は、畑作等促進整備事業交付金交付等要綱（令和5年4月1日付け4農振第3102号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、本要領に定めるところによるものとする。

(事業内容)

第2 要綱別表1の事業内容の具体的な取組は、別表1から別表5までに定めるとおりとする。

(事業実施区域)

第3 本事業の実施区域は、次に掲げる場合を除き、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の区域とする。

(1) 地域特産物等の病虫害の発生予防・まん延防止を目的として本事業を実施する場合（以下「病虫害対策」という。）、本事業の実施区域は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第31条の規定に基づく発生予防事業による病虫害に係る警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地とする。

(2) 多様で持続的かつ計画的な農地利用に向けた用地整備等を目的として本事業を実施する場合（以下「土地利用調整対策」という。）、本事業の実施区域は、農用地区域内の区域及び当該区域と一体的に農地として利用されている周辺区域とする。

2 別表2及び別表5の種別の欄のソフトに係る事業（以下「ソフト事業」という。）を実施する場合、原則として別表1及び別表5の種別の欄のハードに係る事業（以下「ハード事業」という。）の受益地を事業の実施区域とするが、国費が投じられている別の事業（以下「関連事業」という。）の受益地内にハード事業の受益地がある場合、ソフト事業の実施区域は関連事業の受益地内とする。

(事業実施主体)

第4 要綱別表1の事業実施主体は、次のとおりとする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 土地改良区、土地改良区連合、土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織並びに農業委員会（ただし、別表5の事業種類の14に掲げるものに限る。）（以下「農業者団体」という。）

(4) 農業法人（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体で

あつて、認定農業者又は事業完了年度までに認定農業者となることが確実と見込まれる団体に限る。)及び多面的機能支払交付金実施要綱別紙6に規定する活動組織(以下「農業法人等」という。)

(採択要件)

第5 要綱別表1の実施要件は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすこととする。

- (1) 第6の促進整備計画を作成していること。
- (2) 1地区当たりの事業費(別表1及び別表5の種別の欄のハードに係る事業費をいう。)の合計が200万円以上となること。
- (3) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。
- (4) 事業実施後は受益地内の全ての農地で水稻以外の作物を作付けすること。

(計画の作成)

第6 本事業を実施しようとする者は、次に定めるとおり、畑作等促進整備計画(以下「促進整備計画」という。)を地区ごとに作成することとする。

- (1) 促進整備計画は、別記様式第1号により作成するものとする。
- (2) 促進整備計画を作成する地区の範囲は、同一の用水系統又は同一の排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画(農業振興地域の整備に関する法律第8条に定める農業振興地域整備計画をいう。)の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針(農業振興地域の整備に関する法律第4条に定める農業振興地域整備基本方針をいう。)の地域区分の範囲等によって設定するものとする。
- (3) 農業者団体、農業法人等が事業実施主体となる場合は、都道府県及び関係市町村と調整の上、促進整備計画を作成するものとする。
- (4) 別表5の3又は12により共同利用機器の導入を実施する場合、促進整備計画の5の附帯計画において、共同利用機器導入計画を作成するものとする。
- (5) 別表5の9によりスマート農業の導入を実施する場合、促進整備計画の5の附帯計画において、スマート農業導入推進計画を作成するものとする。
- (6) 別表1の5又は別表5の3により病害虫対策を実施する場合、促進整備計画の5の附帯計画において、病害虫対策計画を策定するものとする。
- (7) 別表5の11により土地利用調整対策を実施する場合、促進整備計画の5の附帯計画において、土地利用調整対策計画を作成するものとする。

(事業の申請等)

第7 本事業の採択及び変更申請に係る手続については、次のとおりとする。

(1) 都道府県が事業実施主体となる場合

ア 都道府県知事は、事業採択申請書及び促進整備計画(以下「採択申請書等」という。)を地方農政局長等(北海道にあっては農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

イ 地方農政局長等は、提出された採択申請書等を審査の上、適当であると認めるときは、事業の採択を決定し、都道府県知事に事業採択通知書を交付するものとする。

(2) 都道府県以外の者が事業実施主体となる場合

ア 事業実施主体は、都道府県が指定する期日までに、促進整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。

イ 地方農政局長等は、提出された採択申請書等を審査の上、適当であると認めるときは、事業の採択を決定し、都道府県知事に事業採択通知書を交付するものとする。

ウ 都道府県知事は、イの事業採択通知書の交付を受けたときは、速やかにアによる申請を行った事業実施主体にその旨を通知するものとする。

2 前項により採択された事業計画等について、次に定める重要な変更が生じた場合には、前項の手續に準じて、事業計画等の変更の報告を行うものとする。

(1) 総事業費の20パーセント以上の変動

(2) 受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動

(3) 事業実施期間の変更

(4) 計画の目標の変更

3 事業採択申請書は別記様式第2号により、事業採択通知書は別記様式第3号により、それぞれ作成するものとする。また、前項により事業計画等の変更の報告を行う場合には、事業変更報告書は別記様式第4号により作成するものとする。

4 活動組織が事業実施主体となる場合は、都道府県及び関係市町村と調整の上、規約及び事業実施年度前年度における多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）別記3-1の第5に規定する多面的機能支払交付金に係る実施状況の確認通知書を提出するものとする。

5 第9第1項第1号における定額助成の上限単価の引上げ又は別表2の14を実施する場合、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）の第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は促進整備計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。

（事業達成状況の報告）

第8 本事業の事業実施主体は、次に定めるところにより、達成状況報告及び改善計画の提出を行うものとする。

(1) ハード事業の完了年度から5年以内に定める目標年度に、別記様式第1号により本事業の達成状況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに別記様式第5号により報告するものとする。

(2) 地方農政局長等は達成状況が十分でないとき、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、指導を受けた事業実施主体は、別記様式第6号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度その事業達成状況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

2 達成状況報告の提出については、次のとおりとする。

(1) 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、第7により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

(2) 都道府県以外の者が事業実施主体となる場合

事業実施主体は、第7により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたとき

は、事業達成状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。

3 改善計画の提出については、前項の手續に準じるものとする。

4 本事業を実施する地区に経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）の別紙1に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象農地が含まれる場合、達成状況報告の目標年度の翌年度以降、当該農地は交付対象農地から除外することとする。

（助成）

第9 国は、予算の範囲内において、本事業に必要な経費について、次の各号に掲げる区分に応じて定める額を交付対象事業者に助成するものとする。

（1）要綱別表の区分の欄の1（以下「定額助成」という。）に係るもの

定額助成に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）、施工延長、実施年数又は地方農政局長等が特に必要と認めた事業内容に応じて設定するものに次に定める上限単価を乗じた額の合計。

ア 定額助成の事業種類の欄1から7までにあつては、別表1の上限単価の欄に掲げるものとする。なお、上限単価は、別表1の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としており、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（以下「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。また、本事業を水田地域で実施する場合、上限単価は別表1に掲げる額の2倍を上限とする。

イ 定額助成の事業種類の欄8から14までにあつては、別表2に掲げるものとする。

（2）要綱別表の区分の欄の2（以下「定率助成」という。）に係るもの

本事業に要する費用のうち、次に該当する経費の総額に要綱別表1に定める交付率を乗じた額。

ア 純工事費

イ 測量設計費

ウ 用地費及び補償費

エ 船舶機械器具費

オ 全体実施設計費

カ 換地費

キ 調査・調整費

ク 経理管理・指導費

ケ 機械作業体系の導入に必要な機械・施設のリース導入等に要する経費

コ 労働生産性の向上に必要な機械・施設のリース導入に要する経費

（発電施設における固定価格買取制度との調整等）

第10 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等

と固定価格買取制度との調整について」(平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知)に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

2 本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等に直接供給できる機能を有すること。
- (2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、発電電力を管理所内の電気設備に直接供給できる機能を有すること。

(その他)

第11 本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合については、土地改良法に基づき実施するものとする。

2 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

3 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水(農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。)であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条に規定する市町村地域防災計画(都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。)に位置付けられているものは、地方財政法(昭和22年法律第67号)第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。

4 都道府県以外の者が事業実施主体である場合には、都道府県知事は、市町村、農業者団体又は農業法人等に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。

5 事業の実施に当たっては、事業実施主体は、農業者施工の活用等により可能な限り事業費の低減に努めるとともに、契約の手續等の公正性及び透明性を図るものとする。

6 事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付金の交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届(別記様式第7号)をあらかじめ地方農政局長等に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、要綱の規定による交付金交付申請書の2の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

7 定額助成の事業種類の欄の4及び6に該当するもの及び定率助成の事業種類の欄の1に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上(その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上)の転用が行われた場合並びに定額助成の事業種類の欄の1から3まで及び5に該当するもの並びに定率助成の事業種類の欄の2から7まで及び10に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、交付金の返還措置を講ずるものとする。

(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第26条第1項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。)に係る事業の用に供する場合

(2) 受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農

1 政局長等が交付金を返還させないことを相当と認める場合

- (3) (1) 及び (2) のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあっては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合

- 8 前項により交付金の返還措置を講ずる場合の交付金の返還額の算定方法は、次のとおりとする。

$$\text{交付金返還額} = A \times C / B$$

A：返還対象交付金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

- 9 都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により固定価格買取制度による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。

- 10 本事業の交付対象となる施設及び農業機械については、次の各号に掲げる要件を満たすものに限る。

(1) 本事業の受益地内において使用するもの

(2) 農業者 2 者以上により共同利用するもの

- 11 高付加価値農業施設支援の補助対象基準及び交付対象上限事業費については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 に準じるものとする。

- 12 本事業の交付対象となる施設及び農業機械のシステムサービス提供者（以下「提供者」という。）が、農業分野における A I ・データに関する契約ガイドライン（令和 2 年 3 月農林水産省策定（<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>）。以下「G L」という。）で対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、事業完了時までに提供者と当該施設及び農業機械の所有者又は管理者においてそのデータ等の受領・保管について G L に準拠した内容の契約を交わすことを確認すること。

- 13 事業実施主体は、事業達成状況報告書及び要綱第 15 の規定による実績報告書に、農業者施工等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を把握した結果に基づき、事業費を適切に記載するものとする。

- 14 事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合であって、都道府県が定率助成の事業種類の欄 19 の指導（以下「指導事業」という。）を実施していない場合又は 1 地区当たりの単年度の交付金の交付額が 1 億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2936 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1 に基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。

- 15 農業者施工を行う場合には、事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に参加させる等の対応を行うものとする。

- 16 国等の他の事業で支援を受けている又は受ける予定となっている取組については、本事業の補助対象としない。

- 17 本事業の実施に伴い作成、提出又は保管すべき書類のうち、電磁的記録により作成及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

- 18 事業実施主体が土地改良法第 111 条の 9 第 2 号の規定に基づき、土地改良事業の工事（調査・計画・設計・積算や工事発注・進捗管理等）を土地改良事業団体連合会に委託する場合、当該委託経費は第 9 の (2) ア、イ又はオから支弁するものとする。

- 19 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

附 則

この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。なお第 11 第 19 項の規定は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。
- 2 この通知による改正後の定額助成の単価については、令和 8 年度以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和 7 年度以前の予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。

別表 1 (定額助成 (ハード事業))

事業種類	事業内容等	上限単価
1 ほ場の区画拡大	畦畔除去、均平作業等による区画拡大	
(1) 水路の変更を伴わないもの		
ア 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大 ほ場整備整地工 (ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ、雑物除去)	27.5万円/10a 【20.0万円/10a】
イ 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合		25.5万円/10a 【18.5万円/10a】
ウ 畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大 簡易整備工 (ブルドーザ)、耕地復旧 (トラクタ、雑物除去)	7.0万円/10a 【6.0万円/10a】
エ 畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大 畦畔除去 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ、雑物除去)	4.0万円/100m 【4.0万円/100m】
オ 緩傾斜化	畦畔で隣接するほ場の高低差1.5mの30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)に緩傾斜化。	11.0万円/10a 【7.5万円/10a】
(2) 水路の変更を伴うもの		
ア 水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合		46.5万円/10a 【33.0万円/10a】
イ 水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大。 ほ場整備整地工 (ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置。	44.5万円/10a 【32.5万円/10a】
ウ 水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合		25.5万円/10a 【18.5万円/10a】
2 暗渠排水	吸水渠 (本暗渠管) の間隔が10m以下の暗渠排水の新設	
(1) バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管 (管径50mm～60mm) を3本埋設 表土はぎ取り等 (ブルドーザ)、掘削 (バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設 (バックホウ)、埋戻 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ)	22.5万円/10a 【16.5万円/10a】
(2) バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管 (管径50mm～60mm) を3本埋設 掘削 (バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設 (バックホウ)、埋戻 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ)	22.0万円/10a 【16.0万円/10a】
(3) トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管 (管径50mm～60mm) を3本埋設 掘削 (トレンチャ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設 (バックホウ)、埋戻 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ)	18.0万円/10a 【13.5万円/10a】
(4) 掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管 (管径50mm～60mm) を3本埋設 掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入 (同時埋設)、資材小運搬、水甲布設 (バックホウ)、埋戻 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ)	12.5万円/10a 【9万円/10a】
3 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設	
(1) 表土扱いを行う場合	本暗渠管 (管径50mm～60mm) 設置 表土はぎ取り等 (ブルドーザ)、掘削 (バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設 (バックホウ)、埋戻 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ)	24.0万円/100m 【17.0万円/100m】
(2) 表土扱いを行わない場合	本暗渠管 (管径50mm～60mm) 設置 掘削 (バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設 (バックホウ)、埋戻 (バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ)	23.0万円/100m 【16.5万円/100m】
4 末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更	
(1) 樹園地の場合		35.0万円/10a 【24.5万円/10a】
(2) 樹園地以外の畑地の場合	掘削 (バックホウ)、管布設 (人力)、散水設備、埋戻 (バックホウ)	21.5万円/10a 【15.0万円/10a】
(3) ほ場外からの接続管		7.0万円/10m 【5.0万円/10m】
(4) 給水栓設置のみの場合	掘削 (バックホウ)、管布設 (人力)、給水栓設置 (人力)、埋戻	2.5万円/箇所

		(バックホウ)	【2.0万円/箇所】
5	土層改良	農用地における土層の改良	
	(1) 反転耕	病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地における50cm以上の反転耕（バックホウ）	30.0万円/10a 【22.0万円/10a】
	(2) 混層耕	病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地における耕起深60cm以上の混層耕（トラクタ、プラウ）	2.5万円/10a 【1.5万円/10a】
	(3) 堆肥施用	病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地への堆肥散布（トラクタ、スプレッド）	3.5万円/10a 【2.0万円/10a】
	(4) 明渠排水	病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地の周囲における排水溝の新設（バックホウ）	1.5万円/100m 【1.0万円/100m】
	(5) 客土	耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土客土材運搬（バックホウ、ダンプトラック）、客土材散布・整地（ブルドーザ、バックホウ）	27.5万円/10a 【19.0万円/10a】
	(6) 除礫	30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫除礫（ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック）、整地（ブルドーザ）	25.0万円/10a 【17.0万円/10a】
6	更新整備	更新する必要がある用水路等の整備	
	(1) 用水路	土水路からW300H300以上のコンクリート用水路への更新 土工（バックホウ）、用水路工、附帯工（柵据付工、取水ゲート据付工）	15.0万円/10m 【10.5万円/10m】
	(2) 排水路	土水路からW500H500以上のコンクリート排水路への更新 土工（バックホウ）、排水路工、仮設工（水替え、マット敷設）	28.0万円/10m 【20.5万円/10m】
	(3) 農作業道	未舗装道から幅4m以上の舗装道への更新 土工（バックホウ）、路床材投入（バックホウ）、路床工（ブルドーザ、ローラ等）、路盤工（ローラ等）、舗装工（ローラ等）	12.5万円/10m 【8.5万円/10m】
	(4) 排水口	排水口への柵の据付 土工（バックホウ）、附帯工（柵据付工）	5.0万円/箇所 【3.5万円/箇所】
	(5) 特認事業	事業採択申請時に地方農政局長等が特に必要と認めるものに限り、必要な単価を定める	
7	畑作転換工		
	(1) 額縁明渠工	農道等からの降雨流入水を遮断する排水溝の新設	1.5万円/100m 【1.0万円/100m】
	(2) 酸度矯正	酸性の強い水田土壌から小麦・大豆の作付けに適した酸度に調整するための酸度調整	0.5万円/10a 【0.5万円/10a】

- (注) 1 事業内容等に記載している内容は、上限単価を構成する想定施工内容を示すものであり、施工を限定するものではない。
- 2 施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価とする。
- 3 1から5までにあつては、助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄6にあつては、施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。
- 4 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり上限単価を減算するものとする。
- (1) 1にあつては、受益面積10アール当たり2万5千円（施工延長100メートル当たり1万円）を減算
- (2) 2にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減算
- (3) 3にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減算
- 5 2に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり4万円を加算するものとする。
- 6 一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、次に定めるとおり加算するものとする。
- ア 2にあつては、受益面積10アール当たり3万5千円を加算
- イ 3にあつては、施工延長100メートル当たり3万円を加算
- 7 2に関して、外注（有償）により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり2万円を加算するものとする。
- 8 2に関して、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10メートル以外となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。
- 助成額＝A×10/L×上限単価

別表 2 (定額助成 (ソフト事業))

事業種類	事業内容	上限単価
8 条件改善推進費	・ 権利関係 (水利権等) ・ 農家意向 ・ 農地集積 ・ 基盤整備 ・ 水利用高度化の推進等に関する調査 ・ 調整 ・ ハード事業の実施に当たって必要となる実施計画の策定及び策定に必要となる調査、測量、設計、関連計画の策定 ・ 農家を対象とした勉強会 ・ 研究会の実施や専門技術者の育成、農業機械リース等、先進的省力化技術の導入に当たって必要となる支援	単年度当たり 300万円まで
9 高収益作物転換推進費	・ 農産物の需給動向や消費者ニーズの把握、効果的な輪作体系の検討等、高収益作物転換プランの作成に当たって必要となる支援 ・ 現場での講習 ・ 研修会の開催や加工品の試作、試験販売、販売戦略の検討等、営農定着の促進に当たって必要となる支援 ・ 高収益作物導入に向けて、専門家による基盤整備に係る技術的な指導 ・ 助言を受けるに当たって必要となる支援	単年度当たり 300万円まで
(1) ハード事業の受益面積の1/4以上を新たに高収益作物に転換する場合		単年度当たり 300万円まで
(2) ハード事業の受益面積の1/3以上を新たに高収益作物に転換する場合		単年度当たり 400万円まで
(3) ハード事業の受益面積の1/2以上を新たに高収益作物に転換する場合		単年度当たり 500万円まで
10 新植 ・ 改植支援	果樹園及び茶園における新植 ・ 改植	別表 3 に示す単価
11 幼木管理支援	果樹園及び茶園における新植 ・ 改植後の未収益期間の幼木管理	
果樹に係るもの		22.0万円/10a
茶に係るもの		14.1万円/10a
12 経営継続発展支援	果樹園及び茶園における新植 ・ 改植後から成園化までの経営の継続発展や早期成園化の取組推進	
(1) 大苗の育成支援	改植後の早期成園化を図るため、あらかじめ大型の苗を育成する取組	20.0万円/10a
(2) 代替農地での営農支援	未利用の農地等を取得又は賃借等して野菜等を栽培することにより代替的な収入を確保するための取組	28.0万円/10a
(3) 省力技術研修支援	成園後の省力 ・ 効率的生産の実現に向けて、省力樹形の仕立て方法や管理技術、作業機械の効率的な操作方法等を習得するための取組	3.0万円/10a
13 園芸作物モデル産地形成支援	産地の合意形成、生産体制の整備、試験栽培の実施、加工適性試験、GAP ・ トレーサビリティシステムの導入、販路拡大の取組	単年度当たり 300万円まで
14 産地形成支援事業	水田における畑作物等への転換に向けた支援	別表 4 に示す単価

- (注) 1 8、9及び13の助成の限度額は、上限単価に当該事業の実施年数を乗じた額とする。
- 2 9を実施する場合は、(注) 1 に示す限度額の範囲内で8を実施することができる。
- 3 10から13までを実施する場合、他の国庫補助事業による支援を重複して受けないよう留意すること。
- 4 14においては、定率助成の事業種類を水田地域で実施する場合に活用することができる。

別表 3 (新植・改植支援)

補助対象となる取組	新植支援単価等 (括弧書きは改植支援単価)
1 果樹	
(1) 慣行樹形等への新植・改植	
ア うんしゅうみかん等のかんきつ類への新植・改植	21 (23) 万円/10a
イ りんごのわい化栽培への新植・改植	32 (33) 万円/10a
ウ ぶどう (加工用) の垣根栽培への新植・改植	32 (33) 万円/10a
エ 主要果樹 (かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。) の新植・改植 (ただし、アからウまでに掲げる場合を除く。)	15 (17) 万円/10a
オ アからエまでのいずれの場合にも該当しない新植・改植	2 分の 1 以内
(2) 省力樹形への新植・改植	
ア 超高密植 (トールスピンドル) 栽培 (りんご) への新植・改植	71 (73) 万円/10a
イ 高密植低樹高 (新わい化) 栽培 (りんご) への新植・改植	52 (53) 万円/10a
ウ 根域制限栽培 (うんしゅうみかん等のかんきつ類) への新植・改植	108 (111) 万円/10a
エ 根域制限栽培 (ぶどう、なし、もも等) への新植・改植	99 (100) 万円/10a
オ ジョイント栽培 (なし、もも、すもも、かき等) への新植・改植	32 (33) 万円/10a
カ 朝日ロンバス方式 (りんご) への新植・改植	32 (33) 万円/10a
キ V字ジョイント栽培 (なし、りんご、もも、おうとう、かき等) への新植・改植	71 (73) 万円/10a
ク アからキまでのいずれの場合にも該当しない新植・改植	2 分の 1 以内
2 茶の新植・改植	12 (15.2) 万円/10a

別表 4（産地形成支援事業の上限）

地域等	事業実施主体		
	都道府県	市町村	その他
1 下記 2～5 以外の地域	12.5%	12.5%	12.5%
2 北海道			
（１）一般	7.5%	12.5%	12.5%
（２）離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域	2.5%	10%	12.5%
3 沖縄県	2.5%	6%	9%
4 奄美群島振興特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく指定地域	7 %	8%	12.5%
5 離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域	7.5%	10%	12.5%

（注） 1 産地形成支援事業の上限は、定率助成に係る交付対象経費に表の割合を乗じた額。

2 離島とは、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。

3 半島とは、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島をいう。

4 特別豪雪地帯とは、豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項に基づき指定された地域をいう。

5 振興山村とは、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 条）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。

6 過疎地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 5 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特定市町村」という。）を、令和 5 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特別特定市町村」という。）を含む。）をいう。

7 特定農山村地域とは、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域をいう。

8 指定棚田地域とは、棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。

別表 5 (定率助成)

事業種類	種別	事業内容
1 農業用排水施設	ハード	農業用排水（営農用水を含む。）施設の新設、廃止又は変更
2 暗渠排水	ハード	暗渠の新設又は変更
3 土層改良	ハード	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良 排水改良、石礫除去・破碎、均平の用に供する共同利用機器の導入
4 区画整理	ハード	農用地の区画形質の変更
5 農作業道等	ハード	農作業道・進入路等の新設、変更
6 農地造成	ハード	農用地の造成
7 農用地の保全	ハード	1～6以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業
8 営農環境整備支援	ハード	用地造成、営農飲雑用水施設・安全施設・農作物被害防止施設の整備、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備
9 スマート農業導入支援		先進的営農技術の実装
(1) GNSS基地局整備	ハード	GNSS基地局の新設・更新
(2) 先進的省力化技術導入支援	ソフト	(1) と一体的に実施する自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入
(3) 調査・調整、実施計画策定支援	ソフト	(1) を実施するための権利調整、調査設計、事務手続等の支援
10 小規模園地整備		果樹園及び茶園への転換や改良のための小規模な園地整備
(1) 盛土	ハード	水田から果樹園及び茶園への転換等のための盛土
(2) 園内道	ハード	園内道の整備
(3) その他	ハード	排水対策（明渠・暗渠）や傾斜の緩和等
11 粗放的農地利用整備	ハード	用地整備、作業道等の設置、土地改良施設の撤去等
12 管理省力化支援	ハード	水管理労力省力化、維持管理労力省力化、除草の用に供する共同利用機器の導入
13 品質向上支援	ソフト	導入作物に応じた支援、情報化施工の活用
14 条件改善促進支援	ソフト	土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修
15 高収益作物導入支援	ソフト	実証展示ほ場の設置・運営、高収益作物の導入及び定着推進、農業機械リース、農地の良好な生産環境の維持及び条件整備
16 高付加価値農業施設支援	ハード	高付加価値農業施設の設置及び関連設備の設置・撤去に関する支援
17 機械作業体系導入支援	ソフト	果樹園及び茶園における機械作業体系の導入（機械・施設のリース導入等）
18 労働生産性向上技術導入支援	ソフト	園芸作物における労働生産性向上のための機械・施設のリース導入
19 指導	ソフト	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等

(注) 1 高付加価値農業施設支援については、その他のハード事業と併せて行うものとし、単独での実施は不可とする。

2 10及び17を実施する場合、他の国庫補助事業による支援を重複して受けないよう留意すること。

様式第 1 号

畑作等促進整備計画（達成状況報告）

1 地区の概要

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6 法指定地域等
ふりがな 〇〇地区	〇〇〇〇 指導事業（〇〇）		
事業実施期間	受益面積	受益者数	総事業費
令和〇年度～〇年度 ハード事業〇年 ソフト事業〇年	（事業実施前）〇〇ha （事業実施後）〇〇ha	〇〇者	〇〇百万円
【地区の現状及び事業の目的】 本事業実施区域は、昭和〇年頃、〇〇事業により 1 区画当たり平均〇ha のほ場へと区画整理が行われた水田地域である。本事業では、水田の排水改良により区画拡大や維持管理の省力化を実施するとともに、先進的の省力化技術を導入し、生産コストの低減に取り組む等の事業の目的や効果を記載。			
【目標】（目標年度：令和〇年度） 地区で生産する作物について、事業実施前後の生産額の増加、収量の増加、作付面積の増加又は生産コストの低減のいずれか 1 つ以上について目標を設定し記載。目標年度はハード事業完了から 5 年以内に設定。			
目標指標	事業実施前	事業実施後（目標年度）	増加率 (削減率)
畑作物（麦、大豆）の作付面積	〇〇a	〇〇a	〇〇%
園芸作物（野菜）の生産額	〇〇千円	〇〇千円	〇〇%
飼料作物の単位面積当たり収量	〇〇kg/10a	〇〇kg/10a	〇〇%
〇〇（作物）の生産コスト	〇〇千円/10a	〇〇千円/10a	▲〇〇%

農地防災事業の実施	〇〇〇事業	A、B
定額助成の費用負担の方法 （事業達成状況報告時のみ記載）	・総事業費（うち定額助成額〇〇千円） 【総事業費（①＋②＋③）の内訳】 ①事業実施主体の支出額〇〇千円 ②農業者の支出額〇〇千円 ③農業者施工等（無償分）の金額換算〇〇千円	
定率助成の費用負担の方法		
予定管理者・管理方法		
その他必要な項目		

（注） 1 計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所には二重線を付し変更後の内容を追記する。
2 指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。
3 農地防災事業を行う際には「農地防災事業の実施」の欄にその地区の関連事業を記入の上、次に示す区分に応じ A 又は B を記入する。A：防災 A 型（湛水防除、地盤沈下、防災ダム等） B：防災 B 型（ため池等整備等）
4 事業達成状況報告時には、「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等（無償分）を金額換算した金額について記入する。

2 作付計画

区分	事業実施前 (R○年度) ※2 H	ハード事業完了年度 (R○年度)	目標年度 (R○年度) I	事業完了前から目標 年度の値を減ずる J = H - I
農用地面積 (ha)				
うち水田面積 (ha)				
うち基幹作※1として水稻類を作付する水田面積 (ha) A				
うち基幹作として高収益作物を作付する水田面積 (ha) B				
うち基幹作としてその他作物を作付する水田面積 (ha) C				
うち畑地面積 (ha)				
うち基幹作として高収益作物を作付する畑地面積 (ha) D				
うち基幹作としてその他作物を作付する畑地面積 (ha) E				
うちその他面積 (ha)				
高収益作物作付面積計 (ha) F = B + D				
高収益作物作付面積割合 (%) G = (F / (A + B + C + D + E)) × 100				

(注) 1 「基幹作」の判断に際し、2年3作やブロックローテーション等の営農体系により当該年度において複数の作物を作付けする場合については、作物生産額や作付期間等から営農体系の中心となる作物を記入すること。

2 他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直近の現況作付面積を入力する。

3 事業の目標に生産額、収量又は生産コストを定める場合、作付計画のほかに根拠となる資料を添付すること。

3 整備の方針

(1) 定額助成（ハード事業）

事業種類	総事業費	うち定額助成額	農業者施工の内容	年度計画（上段：事業量、下段：事業費（百万円））				
				R〇	R〇	R〇	R〇	R〇
ほ場の区画拡大								
水路の変更を伴わないもの A=〇〇a 現場条件（高低差〇cm） 表土扱い（有又は無） 畦畔除去のみの場合（L=〇〇m）								
水路の変更を伴うもの A=〇〇a 現場条件（高低差〇cm） 表土扱い（有又は無）								
暗渠排水 A=〇〇a 施工方法の選定理由（現場条件や施工機械の都合等による選定理由を記載） 実施設計（外注）（有又は無） 地下かんがい（有又は無）管径〇〇mm								
湧水処理 L=〇〇m、管径〇〇mm 表土扱い（有又は無）								
末端畑地かんがい施設								
樹園地 A=〇〇a ほ場外からの接続管施工（有又は無）								
樹園地以外 A=〇〇a ほ場外からの接続管施工（有又は無）								
給水栓設置のみ 〇〇箇所 ほ場外からの接続管施工（有又は無）								
土層改良								
反転耕 A=〇〇a								
混層耕 A=〇〇a								
堆肥施用 A=〇〇a								
明渠排水 A=〇〇a								
客土 A=〇〇a								
除礫 A=〇〇a								
更新整備								
用水路 L=〇〇m								
排水路 L=〇〇m								
農作業道 L=〇〇m								
排水口 〇箇所								
特認事業 実施内容〇〇、設定単価〇〇								
畑作転換工								
額縁明渠工 L=〇〇m								
酸度矯正 A=〇〇a								
合計								

- （注）1 定額助成（ハード事業）を実施する場合、定額助成の実施計画、施工位置及び受益面積（施工対象の耕地面積）を記した図面を添付する。また、その実施結果の報告には、実施前・施工状況・完了後の写真を添付する。
- 2 促進整備計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にて二重線を付し変更後の内容を追記する。
- 3 定額助成の事業のうち、土層改良を行う際には、土層改良に係るその他補足説明資料を添付する。
- 4 定額助成の事業のうち、更新整備（特認事業を除く。）を行う際には、別添定額助成補足説明資料のとおり、実施内容の詳細及び更新整備の必要性を記した資料を添付する。
- 5 定額助成の事業のうち、更新整備（特認事業）を行う際には、別添定額助成補足説明資料のとおり、実施内容及び設定単価を記入の上、実施内容の詳細、更新整備の必要性及び単価の考え方を記した資料を添付する。
- 6 定額助成の事業のうち、ほ場の区画拡大を行う際には、「事業種類」の欄に現場条件について記入する。
- 7 定額助成の事業のうち、暗渠排水を行う際には、「事業種類」の欄に施工方法及び施工方法の選定理由等について記入する。

施工方法の選定に当たっては、農業者の保有機械の状況や経済性等を踏まえて、できるだけ事業費の低減につながる工法とすること。

- 8 定額助成の事業を実施する場合は、事業採択申請時に、「うち定額助成額」の欄及び「農業者施工の内容」の欄にそれぞれ必要事項を記入する。また、事業達成状況報告時に、「総事業費」の欄に農業者施工等（無償分）を金額換算した金額を含む総事業費を記入する。

（２）定額助成（ソフト事業）

事業種類	事業内容	年度計画（上段：事業量、下段：事業費（百万円））				
		Ｒ〇	Ｒ〇	Ｒ〇	Ｒ〇	Ｒ〇
条件改善推進費	・権利関係（水利権等）・農家意向・農地集積・基盤整備・水利用高度化の推進等に関する調査・調整 ・ハード事業の実施に当たって必要となる実施計画の策定及び策定に必要となる調査、測量、設計、関連計画の策定 ・農家を対象とした勉強会・研究会の実施や専門技術者の育成、農業機械リース等、先進的省力化技術の導入に当たって必要となる支援					
高収益作物転換推進費						
ハード事業の受益面積の１／〇を新たに高収益作物に転換する場合	・農産物の需給動向や消費者ニーズの把握、効果的な輪作体系の検討等、高収益作物転換プランの作成に当たって必要となる支援 ・現場での講習・研修会の開催や加工品の試作、試験販売、販路戦略の検討等、営農定着の促進に当たって必要となる支援 ・高収益作物導入に向けて、専門家による基盤整備に係る技術的な指導・助言を受けるに当たって必要となる支援					
新植・改植支援	果樹園及び茶園における新植・改植					
幼木管理支援	新植・改植後の未収益期間の幼木管理					
果樹に係るもの						
茶に係るもの						
経営継続発展支援	果樹園及び茶園における新植・改植後から成園化までの経営の継続発展や早期成園化の取組推進					
大苗の育成支援	改植後の早期成園化を図るため、あらかじめ大型の苗を育成する取組					
代替農地での営農支援	未利用の農地等を取得又は賃借等して野菜等を栽培することにより代替的な収入を確保するための取組					
省力化技術研修支援	成園後の省力・効率的生産の実現に向けて、省力樹形の仕立て方法や管理技術、作業機械の効率的な操作方法等を習得するための取組					
園芸作物モデル産地形成支援	産地の合意形成、生産体制の整備、試験栽培の実施、加工適性試験、ＧＡＰ・トレーサビリティシステムの導入、販路拡大の取組					
合計						

- （注） 1 定額助成（ソフト事業）について、実施する事業種類とその具体的取組内容、事業量、事業費及び時期を記載する。表に記載している内容は例のため、必要に応じて変更すること。
2 事業量及び事業費の根拠となる資料を添付すること（積算書、見積書等）。
3 記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所には二重線を付し変更後の内容を追記すること。

産地形成支援事業

定率助成の交付対象経費の総額	産地形成支援事業の交付上限率	交付額
〇〇千円	〇〇％	〇〇千円

(3) 定率助成（ハード事業・ソフト事業）

事業種類	総事業費	年度計画（上段：事業量、下段：事業費（百万円））				
		RO	RO	RO	RO	RO
農業用排水施設 用水路 $L=○○m$						
暗渠排水 $A=○○a$						
土層改良 客土 $A=○○a$ 、共同利用機器導入						
区画整理 $A=○○a$						
農作業道等 舗装 $L=○○m$						
農地造成 $A=○○a$						
農用地の保全 土留工 $L=○○m$						
営農環境整備支援 実施内容○○						
スマート農業導入支援						
GNSS 基地局整備 基地局○機						
先進的省力化技術支援導入支援 自動操舵システム○機、UAV○機						
調査・調整、実施計画策定支援 実施内容○○						
粗放的農地利用整備 実施内容○○						
管理省力化支援 実施内容○○						
品質向上支援 実施内容○○						
条件改善促進支援 実施内容○○						
高収益作物導入支援 実施内容○○						
高付加価値農業施設支援 実施内容○○						
指導 実施内容○○						
合計						

(注) 1 定率助成の事業のうち、営農環境整備支援、粗放的農地利用整備、管理省力化支援、品質向上支援、条件改善促進支援、高収益作物導入支援又は高付加価値農業施設支援を行う際には、実施する取組内容、時期、事業量等を記入の上、実施内容の詳細及び積算の考え方を記した資料を添付すること。

2 記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にて二重線を付し変更後の内容を追記する。

4 整備内容補足資料

(1) 定額助成（ハード事業）に係る助成額

事業種類	単価 A	受益面積又は施工延長 B	助成額（百万円） C = A × B
ほ場の区画拡大			
水路の変更を伴わないもの			
高低差10cm超	27.5万円/10a ()	〇〇a	
高低差10cm以下 表土扱い有り	25.5万円/10a ()	〇〇a	
高低差10cm以下 表土扱い無し	7万円/10a ()	〇〇a	
畦畔除去のみ	4万円/100m ()	〇〇m	
緩傾斜化	11万円/10a ()	〇〇a	
水路の変更を伴うもの			
高低差10cm超	46.5万円/10a ()	〇〇a	
高低差10cm以下 表土扱い有り	44.5万円/10a ()	〇〇a	
高低差10cm以下 表土扱い無し	25.5万円/10a ()	〇〇a	
暗渠排水			
バックホウ工法 表土扱い有り	22.5万円/10a ()	〇〇a	
バックホウ工法 表土扱い無し	22万円/10a ()	〇〇a	
トレンチャ工法	18万円/10a ()	〇〇a	
掘削同時埋設工法	12.5万円/10a ()	〇〇a	
湧水処理			
表土扱い有り	24万円/100m ()	〇〇m	
表土扱い無し	23万円/100m ()	〇〇m	
末端畑地かんがい施設			
樹園地	35万円/10a ()	〇〇a	
樹園地以外	21.5万円/10a ()	〇〇a	
ほ場外からの接続管施工	7万円/10m ()	〇〇m	
給水栓設置のみ	2.5万円/箇所 ()	〇〇箇所	
土層改良			
反転耕	30万円/10a ()	〇〇a	
混層耕	2.5万円/10a ()	〇〇a	
堆肥施用	3.5万円/10a ()	〇〇a	
明渠排水	1.5万円/10a ()	〇〇a	
客土	27.5万円/10a ()	〇〇a	
除礫	25万円/10a ()	〇〇a	
更新整備			
用水路	15万円/10m ()	〇〇m	
排水路	28万円/10m ()	〇〇m	
農作業道	12.5万円/10m ()	〇〇m	
排水口	5万円/箇所 ()	〇箇所	
特認事業	〇〇万円/〇〇 ()	〇〇	
畑作転換工			
額縁明渠工	1.5万円/100m ()	〇〇m	
酸度矯正	0.5万円/10a ()	〇〇a	
合計			

- (注) 1 単価の加算又は減算を行う場合は単価欄の括弧内に加算後又は減算後の単価を記載すること。
2 定額助成（ハード）の計画の変更及び結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を記載すること。

(2) 定額助成（ハード事業）施工位置図

(3) 現地写真

<実施前>

<施工状況>

<完了後>

(注) 1 代表的な同一箇所を撮影すること。

2 定額助成（ハード事業）又は定率助成（ハード事業）の土層改良を実施する場合には、実施前、施工状況、完了後の写真を添付すること

(4) 土層改良実施内容

ア 客土

耕土深		面積	総客土量	搬出元	備考
現況	計画				
(cm)	(cm)	(ha)	(m ³)		

イ 除礫

30mm以上の礫含有率		除礫 施工深	面積	総除礫量	(計画) 耕土深	使用機械	処理方法	備考
現況	計画							
(%)	(%)	(cm)	(ha)	(m ³)	(cm)			

(注) 現況耕土深及び礫含有率の確認に当たっては、土地改良事業計画設計基準・計画・土層改良等を参考として適正に実施するとともに、写真等を整理し添付する。

(5) 更新整備実施内容

実施内容	補足説明
用水路の更新整備	(実施内容の詳細について) ・土水路からコンクリート用水路に更新整備するもの。 ・土工：〇〇m、設置工：〇〇m、規格：W300×H300 (更新整備の必要性について) ・当該水路においては、設置されて20年以上経過しており、長寿命化計画からも更新整備の必要性が認められるため、今回実施するもの。
排水路の更新整備	(実施内容の詳細について) ・既存のコンクリート排水路からコンクリート排水路に更新整備するもの。 ・撤去工：〇〇m、土工：〇〇m、設置工：〇〇m、規格：W500×H500 (更新整備の必要性について) ・当該施設においては、機能保全計画による機能診断結果から更新整備の必要性が認められるため、今回実施するもの。
農作業道の更新整備	(実施内容の詳細について) ・砂利道をアスファルト舗装に更新整備するもの。 ・撤去工：〇〇m、土工：〇〇m、アスファルト舗装工：〇〇m、規格：幅4m (更新整備の必要性について) ・当該農作業道においては、設置されて20年以上経過しており、機能診断結果からも更新整備の必要性が認められているため、今回実施するもの。
排水口の更新整備	(実施内容の詳細について) ・排水性の向上に向けて排水口を更新整備するもの。 ・排水口整備：〇〇箇所 (更新整備の必要性について) ・当該地区においては、整備後20年以上が経過しており、排水口の十分な機能が発揮されないため実施するもの。
特認事業 (例) 樋門の更新整備	(実施内容の詳細について) ・老朽化の激しい樋門をすべて付け替えるもの。 ・土工：〇〇、設置工：〇〇、規格：〇〇 (更新整備の必要性について) ・当該施設においては、設置されて20年以上経過しており、機能診断結果からも更新整備の必要性が認められているため、今回実施するもの。 (単価の考え方) ・土地改良事業等請負工事積算基準等を用いて費用を算定したもの。

- (注) 1 実施内容について、概要や施工数量について記載する。
 2 更新整備の必要性を確認するため、長寿命化計画や機能保全計画等、設置年数や機能診断結果等が確認できる資料を添付する。
 3 特認事業については設定単価の根拠となる資料を添付すること（積算書、見積書等）。
 4 記載内容の変更及び実施結果の報告は、変更箇所には二重線を付し変更後の内容を追記する。

5 附帯計画（共同利用機器導入計画/スマート農業導入推進計画/病虫害対策計画/土地利用調整計画）

計画平面図	
実施概要	【共同利用機器導入計画の場合】 （例）事業実施区域では、県営〇〇事業〇〇地区により、〇〇haにおいて標準区画〇〇haの大区画化ほ場が整備されている。本事業では、暗渠排水を設置するとともに、基盤整備後のほ場において高収益作物を含めた輪作体系を適切に維持するため、補助暗渠や均平、除礫を行うための共同利用機器の導入を行う。 【スマート農業推進計画の場合】 （例）事業実施区域では、県営〇〇事業〇〇地区により〇〇haが標準区画〇〇haに大区画化され、また用排水路のパイプライン化とほ場内耕作道の設置により、ほ場間の移動をスムーズに行うことが可能な基盤が整備されている。本事業では、これに加え、スマート農業の導入に向け、各ほ場へターン農道を設置する。 【病虫害対策計画の場合】 （例）事業実施区域では、県営〇〇事業〇〇地区により、〇〇haにおいて標準区画〇〇haの大区画化ほ場が整備されている。本事業では、〇〇の整備を行うとともに、病虫害まん延防止に向けて〇〇haにおいて土層改良を行う。 【土地利用調整計画の場合】 （例）事業実施区域では、現在〇〇haの面積のほ場があるがその一部においては耕作放棄地となっているため粗放的な利用が求められている。このため本事業では、粗放的な利用を行う農地については林地化を行うとともに、今後も農地として利用を行うところについては区画拡大等を行う。

（注）実施する事業内容に応じ、必要な計画を策定すること。

共同利用機器導入計画

No.	種別	機器名称	効 果	台数	事業費	管理体制					
1	除礫	石礫除去機	畑作への転換の中で本機器により石礫の除去を行い、収穫時の能率向上、農産物の傷の防止、機械の損傷の予防等を図る。	〇台	〇〇千円	〇〇土地改良区が 所有・管理					
2	農薬散布/ 施肥	ドローン	空中から液体の農薬、肥料及び除草剤の様々な散布を高精度に適正な割合で実施することにより、収量の増加を図る。	〇台	〇〇千円	〇〇土地改良区が 所有・管理					
合計				〇台	〇〇千円						
備考											
機器導入の対象面積		〇〇ha		機器導入の対象農家戸数		〇〇人					
うち担い手が所有する面積		〇〇ha 〇〇%		うち担い手		〇〇人 〇〇%					
備考											
見込まれる作物生産の効果（高収益作物を含めた計画とすること）											
No.	作物	事業実施前				事業実施後				生産額の 増減	備考
		面積	単収	単価	生産額	面積	単収	単価	生産額		
1	水稻	〇〇ha	〇〇 t/ha	〇〇 千円/t	〇〇千円	-	-	-	-	▲〇〇千円	機器導入後は 作付とりやめ
2	小麦	〇〇ha	〇〇 t/ha	〇〇 千円/t	〇〇千円	〇〇ha	〇〇 t/ha	〇〇 千円/t	〇〇千円	〇〇千円	
3	たまねぎ	〇〇ha	〇〇 t/ha	〇〇 千円/t	〇〇千円	〇〇ha	〇〇 t/ha	〇〇 千円/t	〇〇千円	〇〇千円	
4	小豆	-	-	-	-	〇〇ha	〇〇 t/ha	〇〇 千円/t	〇〇千円	〇〇千円	
合計		〇〇ha			〇〇千円	〇〇ha			〇〇千円	〇〇千円	〇年間で〇〇千 円
その他											

- (注) 1 導入する共同利用機器については、その機器に係る詳細な情報が分かる資料を添付すること。
- 2 「見込まれる作物生産の効果」における単収は、地区内又は地区近傍の実績から、事業実施前にあつては湿害や不陸など基盤整備後の良好な状態が維持されない場合に想定される値を、事業実施後にあつては排水改良や均平など基盤整備による良好な状態が維持される場合に想定される値を記載すること。
- 3 「見込まれる作物生産の効果」における単価は、地区内又は地区近傍の実績から、適切な値を使用すること。

スマート農業導入推進計画

No.	導入する省力化技術	導入対象面積	導入数	割合	活用農家数	管理体制
1	自動操舵	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇者	全基、〇〇改良区が所有・管理
2	ドローン	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇者	全基、〇〇改良区が所有・管理
地域の収益性向上の取組						
(必須) 高収益作物導入への取組方針		(例) スマート農業を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物(トマト)を令和〇年度までに〇haで実施予定。				
(任意) その他		(例) スマート農業を活用した更なる集積・集約の促進、6次産業化の取組、農産物のブランド化の取組 等				
事業の実施イメージ (例)						
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
ハード	ターン農道設置 GNSS基地局設置	ターン農道設置	ターン農道設置			
ソフト		省力化技術導入	省力化技術導入	省力化技術導入		

(注) 1 スマート農業導入推進計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にも二重線を付し変更後の内容を追記すること。
2 導入する省力化技術については、その機器に係る詳細な情報が分かる資料を添付すること。

病害虫対策計画

病害虫の被害状況						
(例) 事業実施区域では、令和2年度よりサツマイモ基腐病が見られ、生産量の減少が見られるとともに、被害が地域内に広がり、〇haに及ぶ状況。						
No.	工種	概要	効果	面積	事業費	備考
1	混層耕	耕起深〇cmの混層耕を実施	混層耕により、病害虫の発生した土壌を混ぜることで、病害虫のまん延防止を図る	〇ha	〇〇千円	
2	明渠排水	ほ場において額縁明渠排水を設置	排水不良となっているほ場の排水性向上により、病害虫の予防を図る。	〇ha	〇〇千円	
合計				〇ha	〇〇千円	
その他						

土地利用調整計画

地域の農地利用区分						
(例) 事業実施区域を次のように区分する ・農業生産の維持・向上を行う農地 〇〇ha ・粗放的な利用等による農業生産を行う農地 〇〇ha ・鳥獣緩衝帯等の利用を行う農地 〇〇ha ・林地化に向けた土地農地としての利用を行う農地 〇〇ha						
No.	工種	概 要	効 果	面積	事業費	備考
1	粗放的農地利用整備	粗放的利用に向けた用地整備、作業道設置	耕作放棄地となり今後林地化を行う整備を実施する。	〇ha	〇〇千円	
2	区画整理	ほ場における区画拡大	区画拡大による生産性の向上を図る	〇ha	〇〇千円	
合計				〇ha	〇〇千円	
その他						

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

事業採択申請書

別紙の地区について、畑作等促進整備事業を実施したいので、畑作等促進整備事業実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3103号農林水産省農村振興局長通知）第7に基づき、畑作等促進整備計画を添付して申請する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

別記様式第3号

番 号
年 月 日

〇 〇 〇 殿

農 林 水 産 省 農 村 振 興 局 長
地 方 農 政 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
〇 〇 〇 〇

事業採択通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった畑作等促進整備計画について採択したので通知する。なお、畑作等促進整備事業実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3103号農林水産省農村振興局長通知）第9のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

別記様式第 4 号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

事業変更報告書

別紙の地区について、畑作等促進整備事業を変更したので、畑作等促進整備事業実施要領（令和 5 年 4 月 1 日付け 4 農振第3103号農林水産省農村振興局長通知）第 7 に基づき、畑作等促進整備計画を添付して報告する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

別記様式第5号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

事業達成状況報告書

別紙の地区について、畑作等促進整備事業を完了したので、畑作等促進整備事業実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3103号農林水産省農村振興局長通知）第8に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

別記様式第6号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

達成状況の改善計画について

畑作等促進整備事業を実施した〇〇地区について、畑作等促進整備計画の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、提出する。

記

- 1 地区名、工期、総事業費
- 2 完了年度及び達成状況報告の内容
- 3 達成状況が十分でない原因及び問題点
- 4 2年以内の期間の新たな目標年度の設定
- 5 改善方策

(問題点の解決のために必要な方策について、具体的に記述すること。)

別記様式第7号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長
○ ○ ○ ○

○ ○ ○

交付決定前着手届

○○（交付決定前着手が必要な理由）のため、畑作等促進整備事業実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3103号農林水産省農村振興局長通知）第11の6に基づき、実施計画について、下記条件を了承の上、交付金の交付決定前に着手したいので提出する。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わないこと